

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和2年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第16号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格A列4番）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>.....様（殿）</p> <p style="text-align: right;">（実施機関の職氏名）</p> <p style="text-align: right;">..... 印</p> <p style="text-align: center;">公務災害補償通知書</p> <p>あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p style="text-align: center;">補 償 の 内 容</p> <p>1・2 略</p> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 補償を受ける権利は、<u>これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅</u>します。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格A列4番）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>.....様（殿）</p> <p style="text-align: right;">（実施機関の職氏名）</p> <p style="text-align: right;">..... 印</p> <p style="text-align: center;">公務災害補償通知書</p> <p>あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p> <p style="text-align: center;">補 償 の 内 容</p> <p>1・2 略</p> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）<u>行わ</u> <u>ないときは、時効によって消滅</u>します。</p> <p>3・4 略</p>

第1号様式の2（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

様（殿）

（実施機関の職氏名）

印

通勤災害補償通知書

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1～3 略

補償の内容

1・2 略

注

1 略

2 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅します。

3・4 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式の2（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

様（殿）

（実施機関の職氏名）

印

通勤災害補償通知書

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1～3 略

補償の内容

1・2 略

注

1 略

2 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）行わないときは、時効によって消滅します。

3・4 略